

第 6 章

救助・医療・衛生

〔6-1〕災害救助法による救助の程度、方法及び期間（厚政課）

令和7年7月現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 高齢者等の要配慮者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。	災害発生の日から7日以内 (災害救助法(以下「法」)第4条第2項の避難所を解せることができる期間は、救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間)	1 支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費。(法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる経費) 2 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することができる。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内 着工	1 支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内。
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から7日以内	1 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。こと。 2 支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費。
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。 ・被服、寝具及び身の回り品 ・日用品 ・炊事用具及び食器 ・光熱材料

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 (加算額/人)
全壊 全焼 流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 … 実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 … 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	支出できる費用は、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等。
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日(72時間)以内	支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
福祉サービスの提供	現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者等(災害時要配慮者)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 次の範囲内において行うこと。 イ 要配慮者に対する情報の把握 ロ 要配慮者からの相談対応 ハ 要配慮者に対する避難生活上の支援 ニ 要配慮者の避難所への誘導 ホ 福祉避難所の設置(法第2条第2項に基づき設置する場合を除く) 2 支出できる費用は、イからニまでの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費とし、同号ホの場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とすること。
住宅の応急修理 (住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)	住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	1 世帯当たり 53,900円以内	災害発生の日から10日以内	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとする。
住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	1 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	1 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 1 世帯当たり 358,000円以内 2 上記以外の世帯 1 世帯当たり 739,000円以内	災害発生の日から3月以内 (国の災害対策本部が設置された災害にあっては、6月以内)	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。
学用品の給与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 5,500円 中学生生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (その他学用品) 15日以内	被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。 ・教科書 ・文房具 ・通学用品

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 232, 200 円以内 小人（12 歳未満） 185, 700 円以内	災害発生の日から 10 日以内	原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。 ・棺（附属品を含む。） ・埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） ・骨つぼ及び骨箱
死体の搜索	現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、縫合、消毒等) 1 体当たり、3, 700 円以内 (一時保存) ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1 体当たり 5, 900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班において行うこと。 2 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 143, 900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等。
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者(法第 4 条第 2 項の救助にあつては避難者)の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 福祉サービスの提供 5 飲料水の供給 6 死体の搜索 7 死体の処理 8 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令(以下「令」)第4条第1号から第11号までに規定する者	(令第4条第1号から第5号までに規定する者) イ 日当 都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める ロ 時間外勤務手当 職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内 ハ 旅費 職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県等の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内 (令第4条第5号から第11号までに規定する者) 業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内	救助の実施が認められる期間以内	
救助事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4

〔6-2〕災害拠点病院等一覧表（医療政策課）

基幹災害拠点病院

医療機関名	一般病床数	所在地	電話番号
山口県立病院機構 山口県立総合医療センター	490	防府市大字大崎10077	0835 (22) 4411 (防災) 10-283-1

災害拠点病院

医療機関名	一般病床数	所在地	電話番号
国立病院機構 岩国医療センター	484	岩国市愛宕町1-1-1	0827 (34) 1000 (防災) 10-280-1
岩国市医療センター医師会病院	181	岩国市室の木町3-6-12	0827 (21) 3211
山口県厚生農業協同組合連合会 周東総合病院	328	柳井市古開作1000-1	0820 (22) 3456 (防災) 10-281-1
地域医療機能推進機構 徳山中央病院	507	周南市孝田町1-1	0834 (28) 4411 (防災) 10-282-1
医療法人神徳 三田尻病院	128	防府市お茶屋町3-27	0835 (22) 1110
綜合赤十字病院 山口赤十字病院	377	山口市八幡馬場53-1	083 (923) 0111
国立大学法人 山口大学医学部附属病院	713	宇部市南小串1-1-1	0836 (22) 2111 (防災) 10-284-1
労働者健康安全機構 山口労災病院	308	山陽小野田市大字小野田1315-4	0836 (83) 2881
山陽小野田市民病院	199	山陽小野田市大字東高泊1863-1	0836 (83) 2355
下関市立市民病院	376	下関市向洋町1-13-1	083 (231) 4111
国立病院機構 関門医療センター	400	下関市長府外浦町1-1	083 (241) 1199 (防災) 10-285-1
山口県済生会下関総合病院	373	下関市安岡町8-5-1	083 (262) 2300
山口県厚生農業協同組合連合会 長門総合病院	199	長門市東深川85	0837 (22) 2220 (防災) 10-286-1
医療法人医誠 都志見病院	175	萩市大字江向413-1	0838 (22) 2811 (防災) 10-287-1

県が指定した災害拠点病院及び基幹災害拠点病院の基本的な役割

- ① 災害時には24時間救急対応体制を敷き、重篤救急患者（多発外傷、挫滅症候群等）の受け入れ及び広域搬送の拠点として機能する。
- ② 医療救護班の派遣体制を整備しておき、災害発生時には直ちに出勤し、初期の医療救護に迅速に対応する。
- ③ 地域の医療機関へ応急用資機材を貸出す。
- ④ 災害時における迅速・的確な医療救護活動を実施するため、防災機能の充実・整備を図る。
- ⑤ 基幹災害拠点病院は上記に加え、災害時医療救護活動に必要な研修・訓練を行う。

高度救命救急センター

医療機関名	一般病床数	所在地	電話番号
国立大学法人 山口大学医学部附属病院	713	宇部市南小串1-1-1	0836 (22) 2111

高度救命救急センターの役割

被災地及び（基幹）災害拠点病院から搬送される重篤救急患者や高度・専門医療を要する傷病者を24時間体制で受け入れる。

〔6-3〕山口県DMAT指定病院一覧表（医療政策課）

医療機関名	保有DMAT数	所在地	電話番号
国立病院機構 岩国医療センター	2	岩国市愛宕町1-1-1	0827 (34) 1000
岩国市医療センター医師会病院	1	岩国市室の木町3-6-12	0827 (21) 3211
山口県厚生農業協同組合連合会 周東総合病院	1	柳井市古開作1000-1	0820 (22) 3456
光市立光総合病院	2	光市光ヶ丘6-1	0833 (72) 1000
地域医療機能推進機構 徳山中央病院	4	周南市孝田町1-1	0834 (28) 4411
医療法人神徳会 三田尻病院	2	防府市お茶屋町3-27	0835 (22) 1110
綜合病 山口赤十字病院	3	山口市八幡馬場53-1	083 (923) 0111
山口県済生会山口総合病院	2	山口市緑町2-11	083 (901) 6111
山口県立病院機構 山口県立総合医療センター	2	防府市大字大崎10077	0835 (22) 4411
医療法人社団 宇部中央病院	1	宇部市大字西岐波750	0836 (51) 9221
国立大学法人 山口大学医学部附属病院	3	宇部市南小串1-1-1	0836 (22) 2111
労働者健康安全機構 山口労災病院	3	山陽小野田市大字小野田1315-4	0836 (83) 2881
山陽小野田市民病院	2	山陽小野田市大字東高泊1863-1	0836 (83) 2355
下関市立市民病院	2	下関市向洋町1-13-1	083 (231) 4111
国立病院機構 関門医療センター	1	下関市長府外浦町1-1	083 (241) 1199
山口県済生会下関総合病院	1	下関市安岡町8-5-1	083 (262) 2300
山口県厚生農業協同組合連合会 長門総合病院	1	長門市東深川85	0837 (22) 2220
医療法人 都志見誠会 志見病院	1	萩市大字江向413-1	0838 (22) 2811

DMAT（Disaster Medical Assistance Teamの略）とは、大地震及び航空機・列車事故といった災害の急性期（概ね48時間以内）に被災地に迅速に駆けつけ、救急医療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームである。

(1) 活動内容

①現場活動

災害急性期の被災地において、市町、消防機関及び警察等公共機関と連携した情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行う。

②病院支援

被災地内の災害拠点病院等の指揮下に入り、病院でのトリアージ、診療の支援等を行う。

③患者搬送

患者搬送時のトリアージ及び搬送中の医療活動を行う。

(2) 出動基準

①県内において、災害等により20名以上の重症・中等症の傷病者が発生すると見込まれる場合。

②県内における災害等の被災者の救出に時間を要する等、山口県DMATが出動し対応することが効果的であると認められる場合。

③国又は他都道府県から山口県DMATの出動要請があった場合。

〔6-4〕救急病院及び救急診療所（医療政策課・医務保険課）

保健医療圏	病院名又は診療所名	所在地	経営主体	診療科目（救急関係）	総病床数	救急専用病床又は優先病床
岩 国	国立病院機構 岩国医療センター	岩国市愛宕町1-1-1	独立行政 法人	外・内・整・脳外・小・ 産・その他	484	24
	岩国市医療センター 医師会病院	岩国市室の木町3-6-12	公益法人	内・整・小	181	15
	岩国市立美和病院	岩国市美和町洪前1383-1	市	外・内・整・小	45	5
	医療法人 岩国病入院	岩国市岩国3-2-7	医療法人	内・小・産	41	-
柳 井	山口県厚生農業協同組合連合会 周東総合病院	柳井市古開作1000-1	厚生連	外・内・整・脳外・小・ 産・その他	328	27
	周防大島町立大島病院	周防大島町大字小松1415-1	町	外・内	99	8
	周防大島町立東和病院	周防大島町大字西方571-1	町	外・内・整・その他	99	4
周 南	光市立大和総合病院	光市大字岩田974	市	外・内・その他	243	4
	光市立光総合病院	光市光ヶ丘6-1	市	外・内・整・その他	210	10
	医療法人社団陽光会 光中央病院	光市島田2-22-16	医療法人	外・内・整・その他	98	1
	地域医療機能推進機構 徳山中央病院	周南市孝田町1-1	独立行政 法人	外・内・整・脳外・小・ 産・その他	519	30
	オーブシステム 徳山医師会病院	周南市東山町6-28	公益法人	外・内・その他	306	8
	周南市立新南陽市民病院	周南市宮の前2-3-15	市	外・内・脳外・その他	150	5
	医療法人周友会 徳山病院	周南市南浦山町5-14	医療法人	内・その他	78	2
	社会医療法人同仁会 周南記念病院	下松市生野屋南1-10-1	医療法人	外・内・整・脳外・その 他	250	3
	医療法人緑山会 下松中央病院	下松市古川町3-1-1	医療法人	外・内・整・その他	137	3
防府・ 山口	山口県立病院機構 山口県立総合医療センター	防府市大字大崎10077	地方独立 行政法人	外・内・整・脳外・小・ 産・その他	504	30
	医療法人神徳会 三田尻病院	防府市お茶屋町3-27	医療法人	外・内・整・脳外・その 他	128	3
	医療法人社団松友会 松本外科病院	防府市天神2-1-44	医療法人	外・内・整・その他	80	8
	医療法人康淳会 緑町三祐病院	防府市緑町1-5-29	医療法人	外・内・整	86	2
	医療法人米沢記念 桑陽病院	防府市車塚町3-20	医療法人	内・整・その他	99	14
	一般財団法人防府消化器病 センター防府胃腸病院	防府市駅南町14-33	公益法人	外・内・その他	108	9

保健医療圏	病院名又は診療所名	所在地	経営主体	診療科目（救急関係）	総病床数	救急専用病床又は優先病床
防府・山口	医療法人博愛会 山口博愛病院	防府市お茶屋町2-12	医療法人	外・内・整・その他	98	1
	山口県済生会山口総合病院	山口市緑町2-11	済生会	外・内・整・脳外・その他	279	5
	総合病院山口赤十字病院	山口市八幡馬場53-1	日赤	外・内・整・小・その他	327	8
	山口県厚生農業協同組合連合会 小郡第一総合病院	山口市小郡下郷862-3	厚生連	外・内・整・小・その他	182	17
	医療法人社団水生会 柴田病生会	山口市大内矢田北5-11-21	医療法人	外・内・その他	60	4
	医療法人清仁会 林病生会	山口市小郡下郷751-4	医療法人	外・内・整・その他	50	1
	医療法人協愛会 阿知須共立病院	山口市阿知須4841-1	医療法人	外・内・整・脳外・その他	135	6
	医療法人社団向陽会 阿知須同仁病院	山口市阿知須4241-4	医療法人	外・内・整・その他	78	2
宇部・小野田	美祢市立美東病院	美祢市美東町大田3800	市	外・内・整	100	4
	国立大学法 山口大学医学部附属病院	宇部市南小串1-1-1	国立大学 法人	外・内・整・脳外・小・産・その他	745	20
	国立病院機構 山口宇部医療センター	宇部市東岐波685	独立行政 法人	外・内・その他	365	4
	社会医療法人いち樹 尾中病院	宇部市寿町1-3-28	医療法人	外・内・整・その他	110	4
	医療法人博愛会 宇部記念病院	宇部市上町1-4-11	医療法人	外・内・その他	190	1
	医療法人社団 宇部中央病院	宇部市大字西岐波750	医療法人	外・内・整・脳外・その他	374	4
	医療法人聖比留会 セントヒル病院	宇部市今村北3-7-18	医療法人	外・内・整・脳外・その他	184	2
	医療生活協同組合健文 宇部協立病院	宇部市五十目山町16-23	医療生活 協同組合	外・内・整	159	3
	医療法人和同会 宇部西リハビリテーション病院	宇部市大字沖ノ且797	医療法人	内	250	5
	医療法人聖比留会 厚南セントヒル病院	宇部市大字妻崎開作108	医療法人	内・脳外・その他	80	4
	労働者健康安全機構 山口労災病院	山陽小野田市小野田1315-4	独立行政 法人	外・内・整・脳外・小・その他	308	6
	山陽小野田市立 山陽小野田市民病院	山陽小野田市東高泊1863-1	市	外・内・整	199	5
	小野田赤十字病院	山陽小野田市小野田3700	日赤	外・内・その他	40	2
	美祢市立病院	美祢市大嶺町東分11313-1	市	外・内・整・脳外	115	4
	医療法人E M S 植田救急クリニック	美祢市大嶺町東分1210-1	医療法人	外・内・整・脳外・その他	10	10

保健医療圏	病院名又は診療所名	所在地	経営主体	診療科目（救急関係）	総病床数	救急専用病床又は優先病床
下 関	国立病院機構 関門医療センター	下関市長府外浦町1-1	独立行政 法人	外・内・整・脳外・小・ その他	400	24
	下関市立市民病院	下関市向洋町1-13-1	地方独立 行政法人	外・内・整・脳外・小・ その他	382	10
	山口県済生会下関総合病院	下関市安岡町8-5-1	済生会	外・内・整・脳外・小・ 産・その他	373	7
	地域医療機能推進機構 下関医療センター	下関市上新地町3-3-8	独立行政 法人	外・内・脳外・その他	305	25
	山口県済生会豊浦病院	下関市豊浦町大字小串10007-3	済生会	外・内・整・脳外・小・ 産・その他	275	9
	下関市立豊田中央病院	下関市豊田町大字矢田365-1	市	外・内・整・小・その他	71	4
	医療法人愛の会 光風園病院	下関市長府才川2-21-2	医療法人	内	285	1
	医療法人 長府病院	下関市長府中之町2-4	医療法人	内・その他	60	1
	社会医療法人松涛会 安岡病院	下関市横野町3-16-35	医療法人	内・その他	234	3
長 門	山口県厚生農業協同組合連合会 長門総合病院	長門市東深川85	厚生連	外・内・整・小・産	260	12
	医療法人生山会 齋木生病院	長門市東深川西新開134	医療法人	外・内・その他	83	2
	医療法人社団成蹊会 岡田病院	長門市東深川888	医療法人	外・内・整・脳外・その 他	121	4
萩	医療法人医誠会 都志見病院	萩市江向413-1	医療法人	外・内・整・脳外・その 他	234	6
	玉木病院	萩市瓦町1	個人	外・内・整・脳外・その 他	151	5
	萩市民病院	萩市大字椿3460-3	市	外・内・整・小・その他	100	5
	萩むらた病院	萩市大字今古萩町30-1	個人	外・内・整・その他	78	4

[6-5] 健康福祉センター（環境保健所）の管轄区域及び国・
公立医療機関の状況（医務保険課）

健康福祉センター（環境保健所）名	管轄区域	市町立病院	国 県 立 病 院	その他病院数
下 関 市	下関市	下関市立市民病院 下関市立豊田中央病院	国立病院機構 関門医療センター 地域医療機能推進機構 下関医療センター	18
岩 国	岩国市、 和木町	岩国市立錦中央病院 岩国市立美和病院	国立病院機構 岩国医療センター	14
柳 井	柳井市、 周防大島町、 上関町、 田布施町、 平生町	周防大島町立東和病院 周防大島町立大島病院	国立病院機構 柳井医療センター	5
周 南	下松市、 光市、 周南市	光市立光総合病院 光市立大和総合病院 周南市立新南陽市民病院	地域医療機能推進機構 徳山中央病院	19
山 口	山口市、 防府市		山口県立病院機構 山口県立総合医療センター	25
宇 部	宇部市、 山陽小野田市、 美祢市	山陽小野田市立 山陽小野田市民病院 美祢市立病院 美祢市立美東病院	国立病院機構 山口宇部医療センター 山口大学医学部附属病院 山口県立病院機構 山口県立こころの医療センター 労働者健康安全機構 山口労災病院	21
長 門	長門市			5
萩	萩市、 阿武町	萩市立萩市民病院		6

〔6-6〕健康福祉センター(環境保健所)管内別医療関係者の人員調 (厚政課)

保健所名	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師 准看護師
下 関 市	713	201	619	95	58	4,999
岩 国	320	94	330	90	35	2,236
柳 井	165	49	170	64	13	1,508
周 南	558	157	675	135	81	3,533
山 口	764	207	760	228	111	5,028
宇 部	1,058	195	789	117	88	5,121
長 門	67	16	79	27	13	584
萩	92	32	102	27	12	856
計	3,737	951	3,524	783	411	23,865

〔6-7〕標準トリアージ・タグ（消防保安課、医療政策課）

現在、医師会、消防機関、日本赤十字社、自衛隊等でそれぞれ異なった様式、形式のトリアージタグが使用されているところであるが、複数の機関が参集する大規模災害時における医療活動の混乱を避けるため、トリアージ・タグの標準を下記のとおりとする。

記

- 1 タグの形状及び寸法
23.2cm（縦）×11cm（横）とする。
- 2 タグの紙質
水に濡れても字がかけるなど、丈夫なものとし、本体はやや厚手のもので、複写用紙は本体より薄手のものとする。
- 3 タグ用紙の枚数
3枚とし、1枚目は「災害現場用」2枚目は「搬送機関用」とし、本体は「収容医療機関用」とする。
- 4 タグの形式
モギリ式とし、モギリの幅は1.8cmとする。
- 5 タグに用いる色の区分
 - ・軽処置群を緑色（Ⅲ）
 - ・緊急治療群を黄色（Ⅱ）
 - ・最優先治療群を赤色（Ⅰ）
 - ・死亡及び付処置群を黒色（Ⅰ）モギリ片の色の順番は、外側から緑色、黄色、赤色、黒色で両面印刷とし、ローマ数字のみ記載し、模様や絵柄は記載しない。
- 6 傷病者の同定及び担当機関の同定等に係わる記載内容
 - (1) 傷病者の同定の項目については、「氏名」、「年齢」、「性別」、「住所」、「電話」とし、外国人の家族や本人が記載することも想定し、これらの項目については英語を併記する。
 - (2) 担当機関の同定等の項目については、「(タグの)No.」、「トリアージ実施者氏名」、「搬送機関名」、「収容医療機関名」とする。
 - (3) 3枚目の「収容医療機関用」の裏面の上部には「特記事項」の記入できるスペースを設けることが望ましい。
- 7 タグ制作主体の裁量部分
地域において想定される災害の頻度や種類が異なることや、医療機関で独自に作成する場合には簡易カルテとしても利用することが可能なよう、当該等部分については、タグ制作主体の裁量により作成するものとする。
具体的な項目例として、(イ)傷病者のバイタルサイン、人体図等の当該傷病者の傷病状況に関する事項、(ロ)タグ制作主体の名称、マーク等が考えられる。

[例1]

一枚目

(災害現場用)

二枚目

(搬送機関用)

(収容医療機関用)			
No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所		トリアージ区分 0 I II III	
トリアージ実施機関		医 師 救 急 救 命 士 そ の 他	
症状・傷疾名			
特記事項			

三枚目

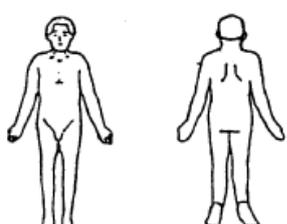
3枚目・表面 (収容医療機関用)

(紐穴の直径は3mm)

(収容医療機関用)			
No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所		トリアージ区分 0 I II III	
トリアージ実施機関		医 師 救 急 救 命 士 そ の 他	
症状・傷疾名			
特記事項			
0		1.8	
I		1.8	
II		1.8	
III		1.8	

3枚目・裏面 (収容医療機関用)

(紐穴の直径は3mm)

特記事項	
	
0	
I	
II	
III	

[例2]

一枚目

(災害現場用)

二枚目

(搬送機関用)

三枚目

3枚目・表面 (收容医療機関用)
(紐穴の直径は3mm)

3枚目・裏面 (收容医療機関用)
(紐穴の直径は3mm)

(紐穴の直径は3mm)

トリアージ・タグ

(災害現場用)

No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)	
住所 (Address)		電話 (Phone)		
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM PM 時 分			トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		收容医療機関名		

トリアージ実施場所

バイタルサイン	意識	清明 刺激で覚醒する	覚醒している 刺激しても覚醒しない
	呼吸	回/分, 呼吸困難, 無呼吸	
	脈拍	回/分, 整, 不整, 触知せず	
	血圧	/ mmHg	

トリアージ区分	0 I II III
---------	------------

三枚目

トリアージ・タグ

(收容医療機関用)

No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)	
住所 (Address)		電話 (Phone)		
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM PM 時 分			トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		收容医療機関名		

トリアージ実施場所

バイタルサイン	意識	清明 刺激で覚醒する	覚醒している 刺激しても覚醒しない
	呼吸	回/分, 呼吸困難, 無呼吸	
	脈拍	回/分, 整, 不整, 触知せず	
	血圧	/ mmHg	

トリアージ区分	0 I II III
---------	------------

0	1.8	←黒色→	0
I	1.8	←赤色→	I
II	1.8	←黄色→	II
III	1.8	←緑色→	III

11.0

トリアージ・タグ

特記事項 (搬送・治療等に留意すべき事項)

.....

.....

.....

.....

.....

0	1.8	←黒色→	0
I	1.8	←赤色→	I
II	1.8	←黄色→	II
III	1.8	←緑色→	III

〔6-8〕市町の防疫体制及び防疫機械器具の保有状況（健康増進課）

健康 福祉 センター ・保健所	項目 市町別	市 町 の 防 疫 班 員	防疫作業従事者の確保			防 疫 用 機 械 器 具							
			役 所 内	外 部	計	四 兼 機	三 兼 機	二 兼 機	噴 自 動 霧	噴 手 動 霧	フ ォ ッ グ ダ イ ナ	フ ォ ッ グ ス イ ン グ	散 動 粉 力
岩 国	岩 国 市	19	19		19					17			
	和 木 町	5	5		5				1	2			
	小 計	24	24		24				1	19			
柳 井	柳 井 市	9	9		9				1	11			
	上 関 町	5	5		5					2			
	田 布 施 町	11	11		11				2	2			
	平 生 町	5	5		5				1	3			
	周 防 大 島 町	3	7		7				6	4			
	小 計	33	37		37				10	22			
周 南	下 松 市	2	2	2	4				2				
	光 市	11	11		11				1	12			
	周 南 市	14	14		14				4	10			
	小 計	27	27	2	29				7	22			
山 口	防 府 市	8	8		8			12	3	2			
	山 口 市	9	9		9			2	5	9	9		
	小 計	17	17		17			14	8	11	9		
宇 部	宇 部 市	5	5		5					9			
	山 陽 小 野 田 市	3	3		3					6	2		
	美 祢 市	3	3		3					15			
	小 計	11	11		11					30	2		
長 門	長 門 市	15	15		15				2	3			
	小 計	15	15		15				2	3			
萩	萩 市	9	9		9				3				
	阿 武 町	9	9		9				1	1			
	小 計	18	18		18				4	1			
下 関 市	下 関 市	36	36		36				2	21			
合 計		181	185	2	187			14	34	129	11		

(保 有 分)					防疫用機械器具 (借上分)							
散手粉動	煙電霧氣	ろ水器	放送設備移動	ラジオ	四兼機	三兼機	二兼機	噴自動霧	噴手動霧	散動力粉	散手粉動	自動車
1												
1												
			1									
			1									
			4									
			4									
	4											
	4											
1	4		5									

[6-9] 県の防疫体制及び防疫機械器具の保有状況（健康増進課）

管 轄		防 疫 班 員	防 疫 用 機 械 器 具												
			四 兼 機	三 兼 機	二 兼 機	噴（ 動 力 霧）	同（ 手 動 左）	スフ イオ ンツ ググ	散（ 動 力 粉）	同（ 手 動 左）	煙（ 電 気 霧）	ろ 水 器	軽 自 動 車	自 動 車	
県	(本庁)														
各保健所															
	岩国	13				8		5							
	柳井	7				6	3	4							
	周南	15				4	2	2							
	防府	5				4	2								
	山口	14				6		4							
	宇部	15				8	2								
	長門	21				4	2	2							
	萩	18				5	2	2							
合 計		108	0	0	0	45	13	19	0	0	0	0	0	0	0